

泉佐野市告示第 359 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域及び町の名称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、上記の処分は、令和6年11月18日から効力を生ずるものとする。

令和6年10月18日

泉佐野市長

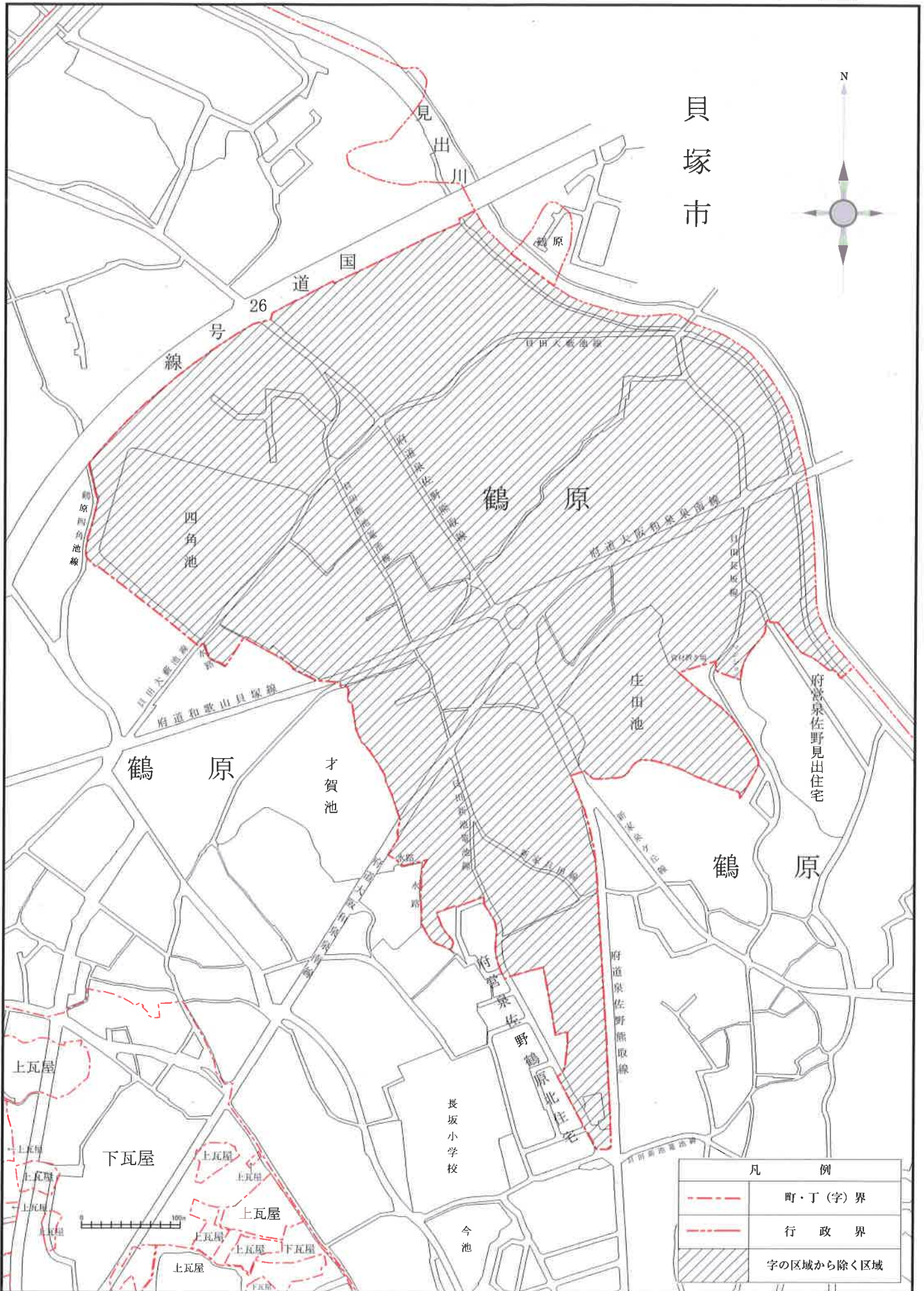
千代松 大耕



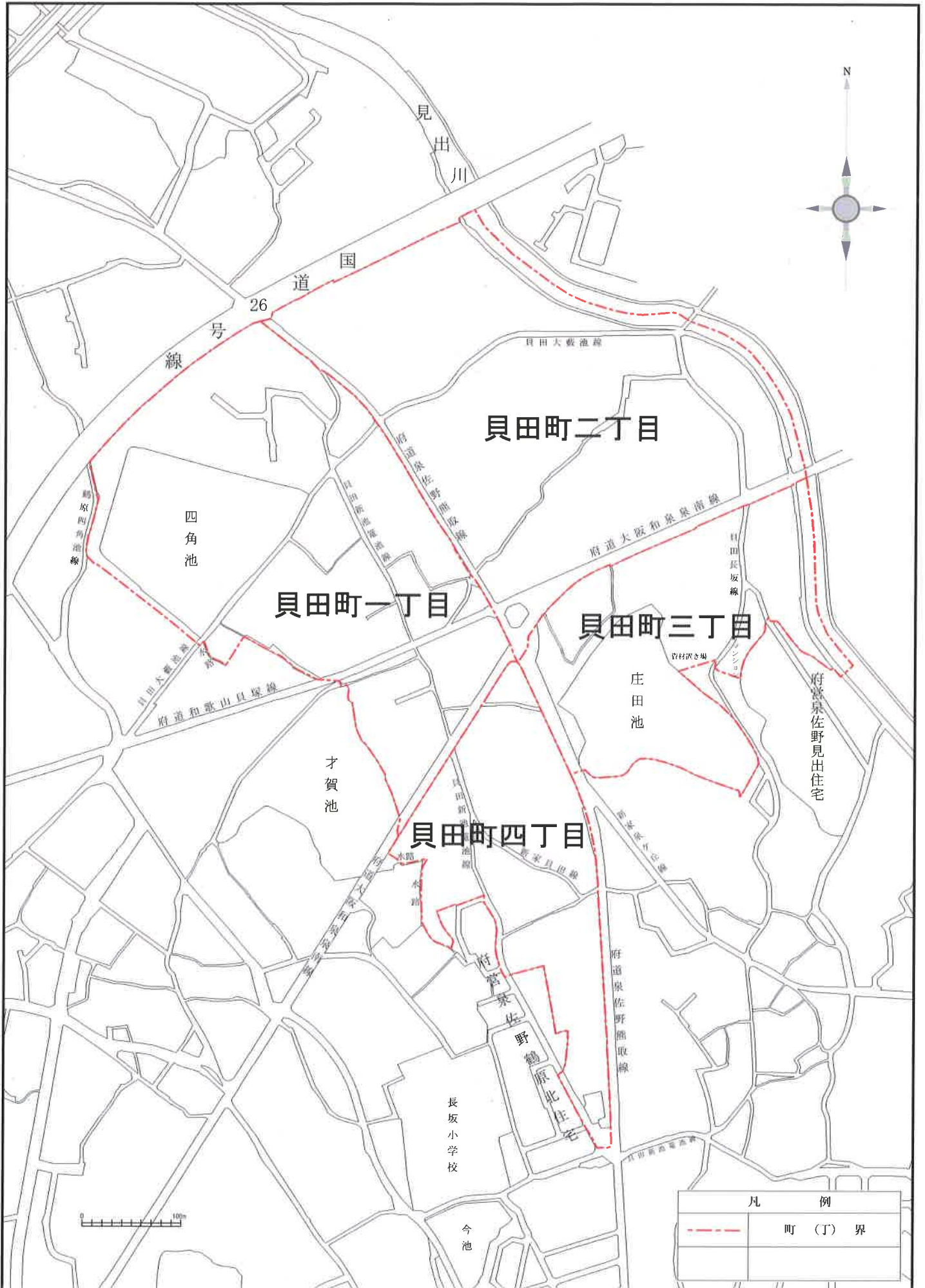
記

- 1 鶴原の字の区域を、別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって、別図2に示すとおり貝田町一丁目、貝田町二丁目、貝田町三丁目及び貝田町四丁目を新設する。

# 別図 1



# 別図2



凡 例	
	町 (丁) 界